

# 愛媛県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

愛媛県

## 第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

### 1 現況

本県は中山間地域が県土の7割を占める急峻な地形、恵まれない水資源など厳しい生産条件の中、先人たちが知恵と工夫を凝らし、平野部に広がる水田地帯はもとより、山間部の棚田や樹園地等の農地、農業用水を確保するため池等の資源を生み出し、愛媛の農業・農村を発展させてきた。

しかし、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴い、担い手不足や鳥獣被害増加等も相まって、長年にわたって地域で育まれてきた農地・農業用水等を保全管理する共同活動や営農活動の継続が困難な地域が多くなっており、耕作放棄地の急激な拡大さらには地域社会の維持さえもが懸念される状況となっている。特に中山間地域等においては、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利なことから、このような状況が顕著に表れている。

また、県民の環境問題に対する関心が高まる中で、環境保全型農業を実践する農業者の確保・育成に努め、環境と調和した農業の展開を図っているところである。

こうしたなか、農業の有する食料その他の農産物の供給機能と一体のものとして生ずる国土保全、水源涵養、自然環境保全等の多面的機能については、近年食の安全安心とともに、生活や経済の安定に寄与するものとして、県民の関心や期待が高まっており、将来にわたる安定した多面的機能等の恵沢享受に向けて、農業者やその他の地域住民による共同活動や環境保全型農業の維持発展を支援する多面的機能発揮促進の取り組みが必要となっている。

### 2 目標

現況を踏まえ、本地域では次により多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(1) 集落内の農業者・非農業者による共助体制を維持・強化することにより、集落機能の低下や耕作放棄地の発生を防止するため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、「法」という。）」第3条第3項第1号に掲げる「農業用排水路施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業（以下、「1号事業」という。）」を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

(2) 中山間地域等の条件不利地域においては、集落の連携・維持を含めた協定の活動の継続、担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、耕作放棄地の発生を防止するため、法第3条第3項第2号に掲げる「中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業（以下、「2号事業」という。）」を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

- (3) 環境に負荷の少ない農業生産技術の普及・定着とその周辺環境の整備を推進するとともに、環境保全型農業の実践者の確保・育成や組織化を進めるため、法第3条第3項第3号に掲げる「自然環境の保全に資する農業の生産方式として農林水産省令で定めるものを導入した農業生産活動の実施を推進する事業（以下、「3号事業」という。）」を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

## **第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準**

- 1 国の基本指針においては、多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たり、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 2 本県においては、国の基本指針を踏まえ、法第3条第3項各号の事業を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、効果的に事業実施されるよう、市町の促進計画において区域を設定するものとする。
- 3 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限り指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町内の利害関係者や県との協議・調整を進めるものとする。

## **第3 促進計画の作成に関する事項**

- 1 **促進計画の区域について**

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図又は地番によりその範囲が特定できるように設定することとする。
- 2 **促進計画の目標について**

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。
- 3 **促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について**

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町において実施を推進する事業を記載することとする。

#### 4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図又は地番によりその区域が明確となるように設定することとする。

#### 5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載することとする。

### 第4 其他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

#### 1 第三者委員会による施策の点検及び効果の評価

本法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、1号事業、2号事業及び3号事業の各事業において、点検及び効果の評価等を行うための第三者委員会を設置する。

#### 2 県内における推進体制に関する事項

(1) 1号事業においては、県、市町、農業団体により構成する愛媛県多面的機能支払推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、事業の推進や事務支援等を行うこととする。

(2) 2号事業及び3号事業においては、県、市町等が連携し、定期的な会議の開催、情報の共有を図る体制を整備して、事業の推進を図るとともに、1号事業で設置した協議会を活用することができるものとする。

#### 3 関係機関における連携に関する事項

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、関係者間での情報共有等が行われるよう、その連携の推進に努める。